

大東市基幹相談支援センター事業業務委託  
ー公募型プロポーザル募集要項ー

1 業務名称

大東市基幹相談支援センター事業業務委託

2 業務の目的

本業務は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づき、地域社会における共生の実現に向けて、障害者及び障害児が日常生活又は社会生活を支援するため、地域における相談支援の中核的な役割を担う。

3 業務履行期限

令和4年（2022年）4月1日から令和7年（2025年）年3月31日まで（令和4年度から令和6年度までの3年間）とする。

4 業務内容

業務内容は、「大東市基幹相談支援センター事業業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

5 予定価格

令和4年度から令和6年度までの3年間の総予算額及び各年度の範囲内の予定価格とする。

総予算額は31,800,000円とする。

（内訳）

令和4年度 10,600,000円

令和5年度 10,600,000円

令和6年度 10,600,000円

6 担当部署

〒574-8555 大東市谷川一丁目1番1号

大東市 福祉・子ども部 障害福祉課

TEL 072-870-9630

FAX 072-873-3838

E-mail tiiki@city.daito.lg.jp

## 7 契約相手方の選定方法

公募型プロポーザル方式

プロポーザル審査会により選定する。

## 8 プロポーザル実施日程

(1) 公募開始日	令和3年11月22日(月)
(2) 質問受付期間	令和3年11月22日(月) ～令和3年11月29日(月)午後3時
(3) 質問回答日	令和3年12月3日(金)
(4) 参加表明提出期限	令和3年12月7日(火)午後3時
(5) 参加表明資料確認結果通知日	令和3年12月10日(金)
(6) 企画提案書等提出期限	令和4年1月7日(金)午後3時
(7) 企画提案書等審査結果通知日	令和4年1月13日(木)
(8) プレゼンテーション実施日	令和4年1月26日(水)又は1月27日(木)
(9) 結果公表	令和4年2月中旬(予定)
(10) 契約締結日	令和4年2月下旬(予定)

## 9 プロポーザル参加資格要件

参加者は次の要件すべてに該当するものに限る。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の14に規定する指定一般相談支援事業者及び同法第51条の17に規定する指定特定相談支援事業者並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26に規定する指定障害児相談支援事業者（以下総称して「事業者」という。）であって、大東市内に主たる事務所又は相談支援事業所を設置することが可能であり、本市において障害者相談支援事業の業務受託実績又は本市において6年以上の計画相談支援もしくは障害児相談支援の実績があること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しないこと。
- (3) 事業内容が政治活動、宗教活動を主たる目的としていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定に基づき更生又は再生手続きを開始している者でないこと。
- (5) 参加表明締切日において、大阪府知事から業務等に関し指名停止、又は入札参加回避の措置を受けている者でないこと。
- (6) 緊急時の連絡網が確立されていること。
- (7) 大東市暴力団排除条例（平成25年条例第5号）第8条（公共工事等及び売払い

等からの暴力団の排除に関する措置)に規定する措置が講じられた者でないこと。

- (8) 国税又は地方税を滞納している者でないこと。
- (9) 市へ提出された書類の記載内容に虚偽がないこと。
- (10) その他、市民の信頼を損なう者でないこと。

#### 10 公募について

- (1) 掲載場所：大東市ホームページにおいて一般公募する。
- (2) 掲載書類：大東市ホームページからダウンロードする。
  - ① 公募型プロポーザル募集要項 ※本書類
  - ② 大東市基幹相談支援センター事業業務委託仕様書
  - ③ 様式集（様式第1号～様式第6号）

#### 11 質問の受付及び回答

受付期間内に、次のとおり質問書を提出すること。

なお、質問書の提出がない場合は、「質問事項なし」と見なします。

##### (1) 受付期間

令和3年11月22日（月）から令和3年11月29日（月）午後3時まで

##### (2) 提出方法

質問書（様式第1号）を電子メールに添付して障害福祉課に送信すること。電子メールの件名は、「基幹相談支援センター事業業務に関する質問」とすること。なお、障害福祉課から電子メールにより到達確認の連絡をする。

##### (3) 回答日及び回答方法

質問の回答は、令和3年12月3日（金）に大東市ホームページにて公表する。

ただし、評価及び審査に係る内容など、本業務の実施に必要なと判断する質問には回答しない。なお、電話及び直接来庁による質問には応じないものとする。

#### 12 参加表明

- (1) 当該業務委託のプロポーザルに参加しようとする者は、次の書類を提出しなければならない。

ア 参加表明書（様式第2号）

イ 履歴事項全部証明書（提出日前3か月以内に発行されたもの）

ウ 法人の定款及び当該指定特定相談支援事業者の運営規程

エ 法人の直近3か年分の貸借対照表及び損益計算書等（又は収支計算書）

オ 法人の組織図（事業所（名称、管理者名、従事者数））、法人従事者数

(任意様式)

カ 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書「その3の3」(提出日前3か月以内に発行されたもので直近1か年分)

キ 法人都道府県民税の納税証明書及び法人市町村民税の納税証明書(提出日前3か月以内に発行されたもので直近1か年分)(社会福祉法人は除く。)

ク 指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者又は指定障害児相談支援事業者指定に係る決定通知書写し(令和3年4月1日時点で有効なもの)

ケ 実地指導(監査)の状況報告について(様式第3号)

大東市内の全事業所における

①実地指導(監査)の結果について(通知) <写し>

②実地指導(監査)改善報告書 <写し>

【過去5年以内(平成28年11月1日から令和3年10月31日まで)に、大阪府及び大東市において、発出されたもの。又は大阪府及び大東市に対し、報告したもの。】

(2) 提出部数

各1部(A4ファイルに綴じるものとする。)

(3) 提出期限

令和3年12月7日(火)午後3時まで(土、日、祝日を除く。)

提出期限を過ぎた場合は受け付けないものとする。(不足資料の追加提出も同様とする。)

(4) 提出先

大東市 福祉・子ども部 障害福祉課

(5) 提出方法

持参又は書留郵送(書留郵便の場合は、提出期限までに本市総務課へ必着のこと)

(6) 参加表明資料確認(書類の形式確認)

参加資格及び提出書類を確認し、参加の可否を決定する。

確認の結果は、令和3年12月10日(金)に電子メールで通知を行うものとする。

電子メール受信後は速やかに受信確認メールを返信すること。

(7) 留意事項

ア 提出後の書類の変更等による再提出は、提出期限までに限り認める。その後の書類の変更等による再提出は認めない。

イ 本参加表明の提出に係る一切の費用については、全て提案者の負担とする。

ウ 参加表明を取り下げる場合や契約締結までの間に参加資格を満たさなくなった場合は、速やかに参加辞退届(様式第6号)を提出すること。

### 1.3 企画提案書等の提出

参加表明資料の確認を受けた者は、次のとおり企画提案書及び見積書を提出すること。

#### (1) 提出期限

令和4年1月7日（金）午後3時まで（土、日、祝日を除く。）

提出期限を過ぎた場合は受け付けないものとする。（不足資料の追加提出も同様とする。）

#### (2) 提出先

大東市 福祉・子ども部 障害福祉課

#### (3) 提出方法

持参又は書留郵送（提出期限までに必着のこと。）

#### (4) 提出書類

##### ①企画提案書（様式第4号）

提出書類一式をA4ファイルで綴ること。

##### ②見積書（様式第5号）

見積書は封筒に入れ、封かん、糊付けをし、封筒に業務名（大東市基幹相談支援センター業務）、商号又は名称を記入すること。

#### (5) 提出部数

①企画提案書は8部（正本1部、副本7部）とする。正本1部には、商号又は名称及び代表者名を記入し法人印を押印したもの、副本7部は正本と同じ内容であるが、商号又は名称及び代表者名を記入せず法人印を押印していないものを提出すること。

②見積書は1部とする。

#### (6) 企画提案書等審査（書類審査）

企画提案書及び見積書を書類審査し、参加の可否を決定する。

書類審査の結果は、令和4年1月13日（木）に電子メールで通知を行うものとする。電子メール受信後は速やかに受信確認メールを返信すること。

#### (7) 留意事項

ア 企画提案書の提出に当たっては、本募集要項及び仕様書を熟読することとし、契約の締結の際に必要な提出書類及び人員体制並びに委託業務の履行、その他必要事項に留意しておくこと。

イ 1事業者1提案とする。

ウ 提出後の書類の変更等による再提出は、提出期限までに限り認める。その後の書類の変更等による再提出は認めない。プレゼンテーション審査時の追加資料の提出及び提示も認めないものとする。

エ 本企画提案書の作成に係る一切の費用については、全て提案者の負担とす

る。

オ 以下のいずれかに該当する企画提案は失格とする。

- ・虚偽の記載があった場合
- ・選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- ・本募集要項に示す内容に従わない提案である場合
- ・企画提案書の「2 実施体制A」及び「3 業務の実施方針」の項目について、文字フォントサイズを12ポイント以外で記載、又はページ内で指示があるにもかかわらず、レイアウトの変更、行及びページ数を増やした場合

カ 見積書の提案金額が31,800,000円を超える場合及び各年度の金額が10,600,000円を超える場合は、失格となる。

キ 提出期限以降は、提出書類の返却はしない。

ク 提出書類等の著作権は提案者に属するが、情報公開請求があった場合は、提出書類等を公開する場合がある。

ケ 企画提案書は本プロポーザルのために使用するものとし、大東市に無断でその他の目的に使用しないこと。

コ 企画提案書を取り下げる場合や契約締結までの間に参加資格を満たさなくなった場合は、速やかに参加辞退届（様式第6号）を提出すること。

#### 1.4 プレゼンテーションの実施

提案内容の説明及び質疑応答により審査を行う。

##### (1) 実施日時

令和4年1月26日(水)又は令和4年1月27日(木)

詳細は別途連絡するものとする。

##### (2) 提案内容の説明

プレゼンテーションの時間は20分以内とする。

原則として、企画提案書に記載の配置予定者が説明を行うこととし、自己紹介及び提出した提案書の内容のみとする。

説明に当たっては、パソコン及びプロジェクター（パワーポイント）の使用を認める。

プレゼンテーションのスタイルは、（座った状態・立った状態など）自由とする。

##### (3) 質疑応答

質疑応答の時間は約20分とする。

##### (4) 出席者

2名以内（機器設置の時間帯のみ、別途機器設置の人員を入室させることは可能とする。）

## (5) 留意事項

ア プレゼンテーションに用いる資料は、事前に提出された企画提案書のみとする。

イ プレゼンテーションにおけるパワーポイントの使用の際の表現・イラスト等は自由とするが、提案内容は企画提案書に記載のある内容とし、企画提案書に記載していない新たな提案に係るプレゼンテーションは行えない。

ウ パワーポイントを使用する場合は、令和4年1月7日（金）午後3時までに、プレゼンテーション（パワーポイントの使用に係る）資料（枚数制限なし）を全てプリントアウト（8部）し、提出すること。パワーポイントのデータについても資料提出時にメールにてデータの送信（メールに限る。）を行うこと。

なお、企画提案書提出締切日後のパワーポイントデータの修正、資料の修正及び資料の提出は一切認めない。

エ 当日、審査委員への追加資料の配布・提示についても一切認めない。

オ プロジェクター、スクリーン、レーザーポインター、電源及び延長コードについては、本市が用意するが、パソコン及びプロジェクターとの接続ケーブルについては提案者で用意するものとする。プレゼンテーションにてパソコン及びプロジェクターの使用を希望する場合は、パワーポイントデータ及び紙ベースの資料を企画提案書と同時に提出を行うこと。

オ プロジェクター（TAXAN KG-PH1001X）については本市が用意するが、接続保障ができないため、接続確認を希望する場合は、企画提案書提出時にパソコンを持参し、試験投影をすることができるものとするが、実施に当たっては、実施時間等の調整を担当部署とするものとする。また、提案者にてプロジェクターを持参することも可能とする。

なお、機器設置に必要な時間については、提案内容の説明時間に含めないものとする。

カ 審査内容、結果についての異議は認められない。

キ プレゼンテーション審査の開始時間に遅刻した場合は、失格とする。ただし、真にやむを得ない理由がある場合は、この限りではない。

ク プレゼンテーションの出席に要する費用は、すべて提案者の負担とする。

## 1.5 審査項目及び配点

(1) 審査項目2A及び3は、審査委員による評価とし、評価点数は全審査委員の得点の合計を審査委員数で割った点数（小数点第2位で四捨五入）とする。

審査項目	審査の視点	配点	
1 業務遂行能力・ 技術力 (A～E①：大東市 内の事業所 E②大東市との契 約)	A 基幹相談支援事業の実績	5 点	25 点
	B 障害者相談支援事業の実績 (箇所数)	3 点	
	C 指定特定相談支援事業・指定障害児相談支援 事業の実績	2 点	
	D 指定一般相談支援事業の実績 ①地域定着支援 ②地域移行支援	6 点	
	E 地域生活支援拠点等の実施状況 ①地域生活支援拠点等の機能 (相談) に係る 登録の有無 ②大東市障害者緊急時居室確保事業の契約	4 点	
	F 大東市内全事業所に係る大阪府及び大東市の 指導監査の実施指導による介護給付費等の返 還命令の実績の有無 (過去5年間の件数)	5 点	
2 実施体制	A 管理体制・業務実施に当たっての基本的な考 え方	15 点	35 点
	B 配置計画・従事者の数、従事者の資格	20 点	
3 業務の実施方針	①社会情勢、大東市の地域特性の把握	各 10 点	90 点
	②法人の理念・考え方		
	③総合相談機能	各 5 点	
	④専門相談機能		
	⑤相談支援体制強化機能		
	⑥地域移行・地域定着支援機能		
	⑦権利擁護機能		
	⑧虐待防止機能		
	⑨総合支援協議会事務局機能	10 点	
	⑩地域生活支援拠点等コーディネート	15 点	
	⑪障害者差別解消法に係る相談支援	5 点	
	⑫医療的ケア児 (者) 支援	10 点	
4 見積金額	見積金額による評価	10 点	
5 財務状況	経営の健全性 (外部専門家による)	20 点	
合計		180 点	



## (2) 委託候補者の決定

審査の結果、評価点数が108点（180点満点の6割）以上ある提案者を委託候補者決定の審査対象とし、最も評価点数の高かった者を委託候補者として決定する。なお、評価点数が同点となった場合は、見積金額の低い者を委託候補者として決定する。

ただし、評価点数が同点となった場合で見積金額が同額であった場合は、当該者にくじを引かせて、委託候補者を決定する。

なお、最高点が108点以上ある提案者がいない場合については、再募集を行う。

## (3) 審査結果

審査結果は採否（委託候補者としての決定）に関わらず、令和4年2月中旬を予定しているが、詳細は別途連絡するものとし、電子メールで通知を行うものとする。電子メール受信後は速やかに受信確認メールを返信すること。

## 1.6 契約内容の調整・仕様書の決定

委託候補者から提案された企画提案書をもとに、市と委託候補者において業務内容及び仕様書の詳細を調整の上、契約の手続きを進める。調整により必要が生じた場合、修正することもある。

また、企画提案書にて提案された内容の担保を図るため、提案内容を仕様書に盛り込むとともに、履行内容について定期的な報告を行うものとする。

## 1.7 契約の締結

### (1) 契約者の決定

① 契約内容の調整を行ったうえで委託候補者を契約者として決定し、契約締結を行うものとする。その場合、契約締結は令和4年2月下旬を予定し、日程の詳細は別途連絡するが、その日までに契約が締結できるように速やかに手続きを進めること。

② 委託候補者との契約が成立しなかった場合は、プロポーザルの評価点数が108点以上ある次順位の者が委託候補者となり、契約内容の調整を行い、成立した場合には、委託候補者を契約者として決定し、契約締結を行うものとする。

### (2) 契約金額

契約金額は、提案された見積書の金額の範囲内とする。

### (3) 委託料の支払い

委託料の支払いは、四半期毎の4回払いとし、1回目の支払いは4月、2回目の支払いは7月、3回目の支払いは10月、4回目の支払いは1月とする。なお、

委託者（大東市）は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、委託金額を変更する必要があるときは、両者が協議して定めるものとする。

(4) 契約保証金

大東市契約規則（平成10年規則第10号）によるものとする。

(5) 委託候補者の公表

次に掲げる事項を大東市ホームページに公表するものとする。

①業務名

②委託候補者を選定した日

③委託候補者の名称及び所在地

1 8 その他

(1) 提出書類は選定結果にかかわらず返却しない。ただし、委託候補者とならなかった者の提出書類は、本市で定めた保存年限満了後、本市の責においてすべて処分するものとし、本業務における審査以外では使用しない。なお、提出書類や選定結果は大東市情報公開条例（平成9年条例第3号）により情報公開の対象となる場合がある。

(2) 提出書類は、審査を行う作業に必要な範囲において複製を作成する場合がある。

(3) 応募に当たって提出する書類の提出期限後の変更等による再提出は原則として認めない。提出時に必要な書類が不足していた場合、後日失格として取り扱うことがある。

(4) 企画提案書で表明された内容が契約内容となるため、実現性が低いにもかかわらず提案するようなことがないこと。契約者に決定されたあとであっても業務目的が達成できないことが確認できた場合には契約を締結しない場合がある。それに伴う提案者が被る損害について、本市は一切賠償しない。

(5) 参加表明書、企画提案書の作成等プロポーザルに要する費用及び業務実施に係る準備行為については、すべて提案者の負担とする。

(6) 参加を辞退する場合

① 参加表明書の提出後又は企画提案書等の提出後に辞退する場合は、令和4年1月11日(火)午後3時を期限とし参加辞退届（様式第6号）を提出すること。期限を過ぎた後の辞退は原則として認められないが、辞退するに至った事情等を確認したうえで取扱いを決定することとする。ただし、企画提案書等の審査手続きを終えている場合は、辞退することはできない。

② 提出先 大東市 福祉・子ども部 障害福祉課

③ 提出方法 持参又は書留郵送（提出期限までに必着のこと）

- (7) 本件の参加において、2社（者）以上の事業者で構成される事業体での参加は受け付けない。
- (8) 提出書類の他、追加資料を求められた場合には速やかに提出すること。
- (9) その他、本業務の公募・選定・実施に当たり本要項の改正の必要がある場合は、適宜改正を行う。